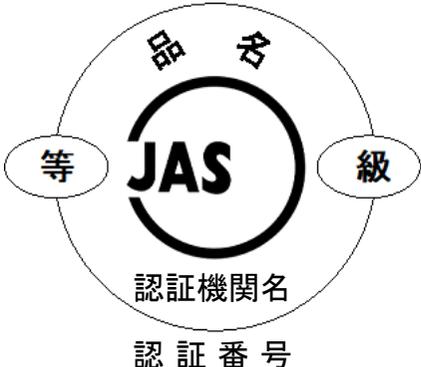
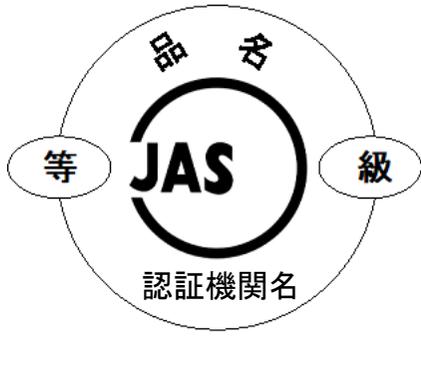


改正後	改正前
<p style="text-align: center;">集成材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う集成材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 1152-1 集成材—第1部：一般要求事項</u></p> <p>3 用語及び定義 この格付の表示の様式及び表示の方法で用いる主な用語及び定義は、<u>JAS 1152-1</u>による。</p> <p>4 格付の表示の様式 4.1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材 格付の表示の様式は図1とし、次のa)～k)のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図1—造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材の格付の表示の様式</p> <p>a)～e) (略) f) 等級は、1等又は2等の別を記載しなければならない。ただし、<u>JAS 1152-1</u>の<u>箇条5</u>の表示に従って、等級を記載した場合は省略してよい。 g)・h) (略)</p>	<p style="text-align: center;">集成材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び<u>同法</u>第30条第1項の規定に基づき行う集成材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 格付の表示の様式 2.1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材 格付の表示の様式は図1とし、次のa)からi)までのとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図1—造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材の格付の表示の様式</p> <p>a)～e) (略) f) 等級は、1等又は2等の別を記載する。 g)・h) (略)</p>

i) 品名は、造作用集成材にあつては、“造作用集成材”と、化粧ばり造作用集成材にあつては、“化粧ばり造作用集成材”と記載しなければならない。

ii) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載しなければならない。ただし、JAS 1152-1 の箇条 5 の表示に従つて、認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は省略してよい。また、図 1 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

k) (略)

4.2 化粧ばり構造用集成柱

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a)~h)のとおりとする。



図 2—化粧ばり構造用集成柱の格付の表示の様式

a)~e) (略)

f) 品名は、“化粧ばり構造用集成柱”と記載しなければならない。

g) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載しなければならない。ただし、JAS 1152-1 の箇条 5 の表示に従つて、認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は省略してよい。また、図 2 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

h) (略)

4.3 構造用集成材

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)~h)のとおりとする。



(新設)

(新設)

i) (略)

2.2 化粧ばり構造用集成柱

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a)から f)までのとおりとする。

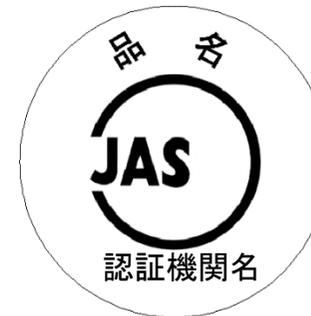


図 2—化粧ばり構造用集成柱の格付の表示の様式

a)~e) (略)

(新設)

(新設)

f) (略)

2.3 構造用集成材

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)から f)までのとおりとする。



図 3—構造用集成材の格付の表示の様式

a)～e) (略)

f) 品名は、“構造用集成材”と記載しなければならない。

g) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載しなければならない。ただし、JAS 1152-1 の簡条 5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は省略してよい。また、図 3 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

h) (略)

5 表示の方法

(削る。)

(削る。)

各本又は各こりに、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、JAS1152-1 の簡条 5 の表示事項と同一面で見やすい箇所に明瞭に付さなければならない。

図 3—構造用集成材の格付の表示の様式

a)～e) (略)

(新設)

(新設)

f) (略)

3 表示の方法

3.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印しなければならない。

3.2 構造用集成材

格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印しなければならない。

(新設)